

<祈りのすすめ>

「シモン・ペテロが答えて言った、『あなたこそ、生ける神の子キリストです』」

(マタイによる福音書16章16節)

ここでのペテロのキリスト告白には「生ける神の子」という言葉が添えられています。彼はナザレのイエスが「キリスト」であること、「神の子」であること、それは聖書の証しする「生ける神」の子であることを一息で言い表したのです。

それは、他の多くの「キリスト」や「神の子」と区別するためにほかなりません。口語訳聖書では「あなたは」ではなく「あなたこそ」と訳されています。原文には単語としては出てきませんが、文脈を踏まえれば、こちらの方がペテロの告白の内容を良く伝えていると言えるでしょう。

当時、キリストを名乗る者たちは決して少なくありませんでした。もっとも「キリスト」が「油注がれた者」を意味する「メシア」のギリシャ語訳であることからすれば、「神から特別な働きに任じられた者」という意味で、そのように自称するものが大勢いても不思議ではありません。

じっさい、使徒行伝には「自分を何か偉い者のように言いふらしたため、彼に従った男の数が、四百人ほどもあったが、結局、彼は殺されてしまい、従った者もみな四散して、全く跡方もなくなっている」(5章36節) チュダという名前が出てきます。

そのような自称「キリスト」は、古今東西どこにでも登場します。わたしが助けである、私が救いであると称する人々、こうすればうまくいく、わたしに聞けば解決する、付いて来れば良いことがあるという誘い文句は、わたしたちの周りにも掃いて捨てるほどあります。ペテロは、ナザレのイ

エスはそうではないと言うのです。

「神の子」も決して少なくありません。古代世界の支配者たちは、エジプトのファラオを始めとして、例外なく自分は神の子であると主張していました。そして、それはなによりローマ皇帝の称号でした。「全世界の人口調査」を命じた皇帝アウグストに「神の子」の称号が贈られたことから、ローマ皇帝は「神の子」と呼ばれるようになり、そして自ら名乗るに到ったのです。

業績によって「神の子」と呼ばれ、歴史が「神の子孫」を名乗らせる、そうであるかのように持ち上げ、そうであるかのように振る舞う、ふりや扱いが実体化し、事実・歴史・伝統とされて現実をねじ曲げ始める。そんなキリスト騒ぎや神の子ごっこは違うのだとペテロは言うのです。

それは、世界を創造し、歴史を支配しておられる「生ける神」が、ナザレのイエスにおいてこの世界に突入してこられたという驚くべき出来事の証言です。

このイエスこそが助けであり、守りであり、救いであること、それゆえ、もはや他のいかなる助けも、守りも、救いも必要としないこと、救いを提供するとうそぶき、神の子であると自称し、救い主、神の子として扱われることを求める一切のものを退けるとペテロは言っているのです。それがイエスをキリストと告白する意味なのです。この告白への招きに、私たちが過つことあやまなく応えることができるよう祈りましょう。

<祈り>

唯一の神よ、イエスを主と告白するとき、わたしたちには他に主はいないことを告白していることを覚えさせてください。他の誰かを主と言ひ、他の何かを助けとするこのないよう守ってください。(芳賀繁浩 豊島北教会牧師、大会靖国神社問題特別委員会委員)

新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす（9）

小塩海平（東京告白教会長老）

Q9 かつて、「天皇」についてはどのように教えられていましたか？

A 「明治」時代以来、大日本帝国憲法では、その第一条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と定め、第三条には「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」と定めていました。

このことを当時の教科書では、次のように教えていました。—略—

Q9-1. この問答をいま読み直すとき、どう感じますか？

A. 他人事のように語られているという印象を感じ得ません。もちろん、事実には違いありませんが、教会が「天皇」についてどう教えてきたのかが棚上げされており、まるで当時の状況がこうだったから、教会もそれに従ったに過ぎないと言い訳をしているように読むこともできると思います。

Q9-2. それでは教会は「天皇」についてどう教えていたのでしょうか。

A. 1912年の三教会同に日本基督教会の本性が現れていると考えられますので、見てみましょう。

富国強兵や殖産興業を掲げて日清・日露戦争に勝利した明治政府は、国民精神の統合を目指して政治的・社会的・思想的求心力を高めようとしていました。たとえば六年制義務教育制度の確立（1907.3）や戊申詔書の発布（1908.10）などによって教育の統制が図られました。宗教に関しては、1912年の三教会同によって懐柔が図られたことに注目すべきです。

1911年8月、欧米を巡遊して宗教の重要性を痛感した床次竹二郎が西園寺内閣の内務次官に任命されます。彼は神仏二教にキリスト教を加えて、国民道徳高揚のために協力させることを思いつき、三教会同を実現しました。マスコミは政府による宗教利用であると批判しましたが、キリスト教側はほぼ歓迎の意を表しました。1912年2月25日、内務省の招待に応じて華族会館で三教会同が行われたのですが、翌日は宗教者の側から床次内務次官他2名を招待し、次の二つの重要な決議を発表しました。

1. 吾等ハ各 その教義を發揮し皇運を扶翼し益々国民道徳の振興を図らんことを期す
2. 吾等ハ当局者が宗教を尊重し政治宗教及教

育の間を融和し国運の伸長に資せられんことを望む

日本基督教会の代表として三教会同に参加した井深梶之助は「我らはあくまでも信仰の自由は維持するが、良心の許す限りは本邦固有の習慣風俗を重んじ、且つ他教の人々とも力を協せて国民道徳の発展に貢献すべき」と述べています。植村正久も「靈的に遅鈍なる国民に宗教問題を披露し、キリスト教を世に紹介したその功績を認むるに吝ならずらんと欲す」（『福音新報』12・26）と評価しました。日本基督教会が、国家に迎合する体質を獲得していた様子がよく分かるように思います。

Q9-3. 教会は、戦前「教会と国家」に関する神学思想を知らなかったのでしょうか。

A. もちろん、知っていました。例えば1938年にインドのマドラスで行われた基督教世界大会の第15部門は「教会と国家」をテーマに掲げていました。国家への服従が神への背教となる場合においては「神に聴くよりも汝らに聴くは、神の御前に正しきか、汝ら之を審け」と言いうることが確認されています。しかし、これに参加した鈴木浩二は「本部門に於て議論された所は…我が国情に適せぬ節が多い」と報告し、この理論を自らに適用することを忌避しています。この会議には朝鮮基督教会（1936年に在日本朝鮮基督教会から改称）の代表も参加していましたが、翌年、日本基督教会は朝鮮基督教会を合同させました。鈴木浩二は1941年6月の教団創立時、総務局長になります。

三教会同は、教会が自分をごまかし、国家に迎合する体質を獲得していく変節点であり、それがやがて朝鮮基督教会の合同や日本基督教団の成立を招来したのだと思います。靖国闘争の大きな課題は、このような体質と決別することではないでしょうか。

罪責告白とは何か

澤正幸（福岡城南教会）

「言うておくが、人は自分の話したつまらない言葉についてもすべて、裁きの日には責任を問われる」。(マタイ 12:36)

「それから、書物（すなわち、各人の良心の書物）が開かれ、死者は、善であれ悪であれ、この世で行ったところに従って裁かれるであろう。その上さらに、すべての人が自分の語った無益な言葉（明らかに、この世はそれを戯れや冗談としてしかみなしていないのだが）を清算しなければならず、その時人間のすべての隠れたことが暴かれ、あらゆる偽善がすべての人間の前に明らかにされるであろう」。(ベルギー信仰告白第 37 条)

教会の講壇から説教された言葉、また教会がイエス・キリストの教会の名において公に宣言したことについて、この世においても責任が問われるだけでなく、最終的に、終わりの日に、裁き主であるお方から責任を問われ、申し開きが求められるであろう。

日本の教会が戦争中、国家権力に強いられてか、自ら進んでか、語ったもろもろの言葉について、例えば、戦争協力を呼びかけたことについて、教会は後日、戦争責任告白をした。しかし、事柄は間違った戦争に協力しようと教会が率先して訴えたことの罪にとどまらないことは明らかである。

教会が自らについて語った言葉、日本的キリスト教を樹立しなければならないといった言葉、世界に誇る国体を持つ日本の教会にして初めて教会が一つになるという世界史的事業が成し遂げられるに至ったと語った言葉が、教会のかしら主イエス・キリストに対する背信、反逆、冒涇だったことについての申し開きが求められ、悔い改めが問われている。

ペトロは主イエスを「生ける神の子キリストである」と告白した、その同じ口で、「わたしはその人を知らない」と言った。「同じ口から賛美と呪いが出てくるのです。わたしの兄弟たち、このようなことがあってはなりません。泉の同じ穴から、甘い水と苦い水がわき出るでしょうか。」(ヤコブ 3:10、11)

本来あってはならないことが教会史上起こっている。真理と虚偽、信仰と不信仰、その両方が教会によって語られたことについて、教会は責任を問われなくても良いのか。このことについての反省と悔い改めがないままに、教会が本来語るべき福音、真理、信仰をいくら語ると言っても、それが真に福音として語られ、聞かれることはないのではないか。

渡辺信夫牧師はかつて、自分自身の信仰と教会について、穴の空いたゴムまりになぞらえられた。力に満ちて福音と信仰の言葉を語ろうとしても、空気が抜けてゆくのを如何ともし難い。

未完「朝鮮キリスト教史」を書き残した澤正彦は、戦

時下の朝鮮長老教会の惨憺たる姿を記しつつ、「筆者の目的とするところは、これらの史実をたどることによって、朝鮮長老教会を暴露し、辱めるところには全くない。むしろ、このようなどころまで追い込んでゆく日本の軍国主義政策、それを見過ごす以上に便乗して行った日本のキリスト教への責任を問おうとするものである。そしてこのような文書をつくらせ、強制させた罪を謝罪したいと思う。」と記したあと、彼の真意と願いを次のように述べる。「私たちは、私たちの罪のゆえに、1938年以降解放まで、総会や老会で、決議された声明、方策を、今日の教会が、過去の罪を告白すると共に、真実に悔い改める気持ちで取り消して頂きたいと願うのである。神社参拝の決議だけでなく、少なくとも総会の名において決議した諸文書、明らかに間違った諸文書をである。」(同書 287頁)

韓国の教会であれ、日本の教会であれ、そのような悔い改めをしないなら、教会は人格的統一性、インテグリティを欠落させることになる。それは、教会の人格的破綻を意味する。

教会の戦争罪責は、戦争に協力したこと以上に、キリストの花嫁である教会の純潔と貞操を売ったこと、天皇を神とする国家神道のもとで、霊的姦淫の罪を犯したことにある。そのような教会の罪を、今なお「摂理」であったと言って正当化し、悔い改めようとしない教会が現存する。それに対して、公に批判がなされたということも聞かない。

「日本基督教団の戦責告白は、戦争遂行協力の罪の告白であるが、日本基督教会(!!)がすでに長い間、霊的バアルにひざまづき、これを当然視して、朝鮮教会にも強いた罪は、戦責に含まれるものとして、もう一度吟味する必要がある。」(澤正彦 同書 277頁)

1990年、日本キリスト教会は「韓国・朝鮮の基督教会に対して行った神社参拝強要についての罪の告白と謝罪」を表明した。しかし、日本キリスト教会の「長い間、霊的バアルにひざまづいてきた」霊的姦淫について、自らの罪を神の前に告白して悔い改めているかどうかは今問われている。

罪の告白と悔い改めは新生である。私たちの罪の告白は、「光であって、その内に闇が全くない」お方であられる神との交わりに入れていただく中から与えられる。神と交わりを持っているといいながら、闇の中を歩み続けるのは、偽りであり、真理ではない。そのことを認めて、自らの罪を言い表して、罪と不義から

離れること、それが悔い改めである。それは新しく、罪の赦しにあずかって、不義から清めていただいた者として生かされる幸いである。

罪責告白は義であり、聖であられる神が私たちを神の子として、義なる者、聖なる者としようとして与えてくださる恵みである。

＜ヤスクニ関連ニュース＞ ＊は報告者（古賀）コメント

○ 「例大祭に公費支出 『政教分離 違反しない』 須坂市長が見解」

須坂市の三木正夫市長は5日、宗教法人「上高井招魂社」の例大祭に公務として出席し、公費を支出していた問題について、「政教分離の原則に違反したとは思っていない」との見解を示した。市議会9月定例会や市役所で開いた記者会見で述べた。

政教分離の原則は、国家権力が特定の宗教を援助、助長してはならないとするもの。明治憲法下、国家と神道が結び付いて戦争遂行を担った反省から現憲法は20条で国（地方自治体を含む）とその機関の宗教的活動を禁止、89条で宗教組織への公金支出などを禁じている。

「なぜ公費を支出したのか」との市議の質問に三木市長は「(神事後に飲食する)直会(なおらい)の費用で宗教活動を援助したものと考えていない」と答弁。市主催で毎年開く戦没者追悼式への出席で十分ではないかとの指摘には、「戦争の惨禍の記憶が薄れている時代に招魂社の行事に出席することも大切だ」とした。

記者会見でも「例大祭は地域に根付いた習俗的な行事と解釈している」と主張。憲法学者などの専門家に助言は求めないのかとの問いには、「彼らは地域の実情を知らない。私自身が最高裁や地裁の判例を参考に対応を検討したい」と答えた。

三木市長は、2004年の初当選以来ほぼ毎年、例大祭に公務として出席。市職員が運転する公用車で出向き、「会費」として、公費3千円を支出していた。(信濃毎日、9.6)

*同神社の例大祭には他に同じ長野県の小布施町、高山村の首長らも出席し公費支出を行っている(東京、9.6)。砂川訴訟での判決は憲法違反の事実を認定したうえで、それを解消するために当事者同士で協議するのを求めたのだが、前段

の憲法違反との事実認定は黙殺して、後段の当事者同士で協議すれば勝手に判断してよいかのように捻じ曲げられて悪用されている。

○ 「第3次嘉手納爆音訴訟 住民側の控訴を棄却 飛行差し止め請求退ける」

米軍嘉手納基地周辺の住民2万2千人余りが深夜・早朝の米軍機飛行差し止めと損害賠償などを国に求めた第3次嘉手納爆音訴訟の控訴審判決が11日、福岡高裁那覇支部であった。大久保正道裁判長は、米軍機に支配は及ばないとして差し止め請求を棄却した一審那覇地裁沖縄支部判決を支持、住民側の控訴を棄却した。一方、原告の一部が米国政府に対して差し止めなどを求めた対米訴訟も裁判権が及ばないなどの理由から退けられた。(沖縄タイムス、9.11)

○ 「米軍、民間港使用通告 沖縄本島初ボート出港、市民阻止」

沖縄本島北部の沖縄県本部町(もとぶちょう)にある本部港で17日朝、在沖米海兵隊が港に軍用ボートを下ろして出港させようとした。本部港は町管理の民間港で、軍事利用に反対する市民や港湾関係の労働組合員ら約100人が港のゲート前に座り込み、ボートを運んできた米軍車両の進入を阻止。米軍はこの日の港の使用を断念し、車両とボートを現場から引き揚げた。

日米地位協定5条で、米軍は船舶や航空機を公の目的で運行する場合、民間の港や飛行機を使用できるとされる。米軍による沖縄県内の民間港使用はこれまで5回あるが、いずれも離島で沖縄本島では初めて。米軍は10日に港の使用を町に通告。これに対し、県は「住民に不安を与える」と自粛を求めてきた。(毎日、9.18)

＜編集後記＞沖縄県民の平穏で安全な生活を守らない判決、どこの国の裁判所だか。韓国大法院の徴用工判決を見習ってほしいものだ/ 憲法学者をひとまとめに貶める言い方は安倍首相にそっくり/ 即位礼が憲法違反で強行されようとしている。天皇の新たな偶像化の始まりに警鐘を鳴らすのは宣教の課題である。(K生)